

運輸安全マネジメントに係る情報の公開



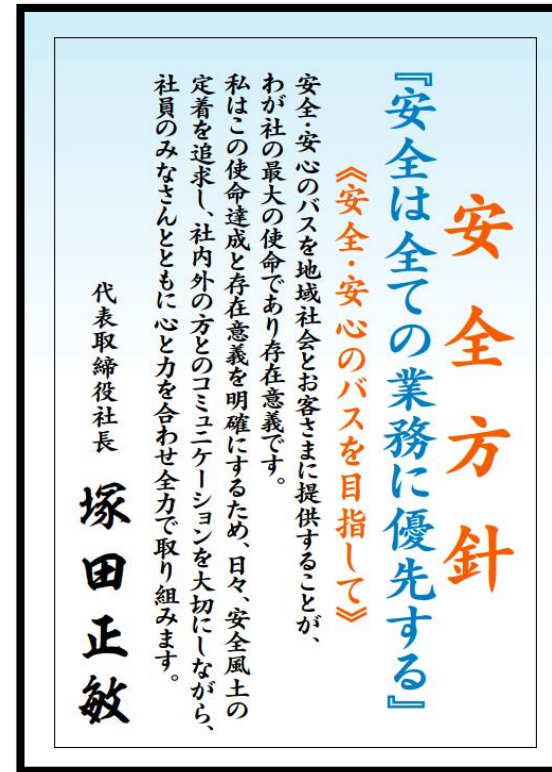
西武バス株式会社

西武バス株式会社では、輸送の安全を最優先に、社長をはじめ全社員が一丸となって絶えず安全の向上に取り組んでいます。

安全方針「安全は全ての業務に優先する」

1、輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえ、全社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。
- また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。



2、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

	死亡事故	車外人身 重傷事故	車内人身 重傷事故	A事故	B事故
2023年度目標	0件	0件	0件	70件以下	30件以下
達成状況	0件	2件	2件	88件	31件

※A事故(人身事故及び損害10万円以上の物損事故)
※B事故(損害3万円以上10万円未満の物損事故)

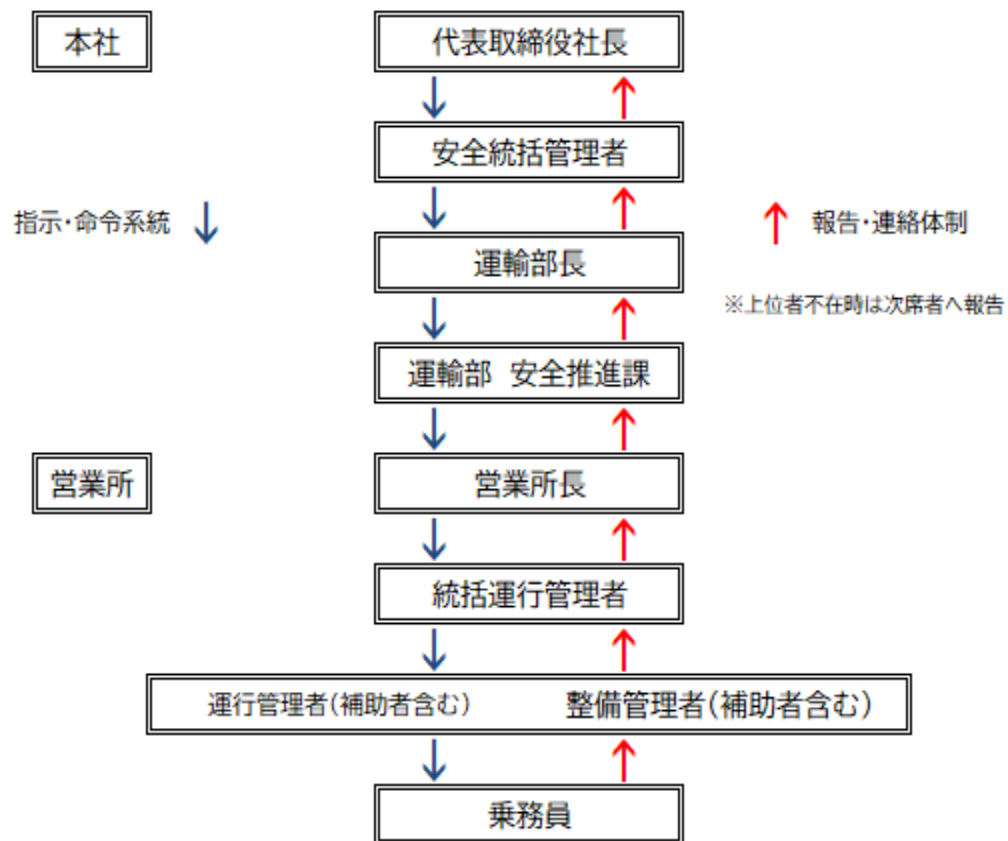
	死亡事故	車外人身 重傷事故	車内人身 重傷事故	A事故	B事故
2024年度目標	0件	0件	0件	85件以下	30件以下

3、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計(総件数及び類型別の事故件数)

2023年度 総件数・・・ 87件

	死亡事故	車外人身 重傷事故 (支局報告)	車内人身 重傷事故 (支局報告)	運転者の疾病により 運行ができなかったもの (支局報告)	車両の装置故障により 運行ができなかったもの (支局報告)
2023年度 発生状況	0件	2件	2件	11件	72件

4、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統



5、輸送の安全に関する重点施策

【2023年度に講じた措置】

①基本動作の徹底「さらなる浸透・定着」

【歩行者との事故防止】

- ・「横断歩道手前での減速」の定着。道路交通法第38条に基づく運転行動(KEEP38)を徹底する。また、安全な側方間隔「1.5m以上」の浸透に取り組みました。

【自転車との事故防止】

- ・「自転車との安全間隔保持」の定着。側方間隔「2m以上」追従距離「10m以上」を徹底する。また、危険箇所での追い越し、歩道から車道への進路変更など、過去の自転車事事故事例を踏まえ「危険予知運転」を徹底する訓練を実施しました。

【車内事故防止】

- ・「間をつくる発進動作の励行」の定着。案内、確認、発進を区切って確実に実施し、発進時の車内転倒事故を防止する。速度・前後左右にかかる重力負荷センサーを活用し、乗務員に体感させる教育を実施しました。
- ・「イエローストップ」の定着。急ブレーキによる車内事故を防止するため、信号機が黄色時には必ず止まる「イエローストップ」を徹底、交差点接近時の「アクセルオフから構えブレーキ」の浸透に取り組みました。

【バック事故防止】

- ・バックマニュアルに基づく運転行動を徹底する。教育・指導を継続しました。

【ドア操作不適切による事故防止】

- ・マニュアルに基づくドア操作の徹底。誤操作防止のため、乗降に時間を要する場合はスイッチから手を離すよう指導しました。



安全専任講師による事故防止講習会



実車を用いての訓練

5、輸送の安全に関する重点施策

【2023年度に講じた措置】

②健康起因の事故防止

- ・脳MRI健診を、2023年度に50歳、53歳、56歳、59歳、62歳、65歳、68歳に到達した全乗務員を対象に実施しました。
 - ・SAS(睡眠時無呼吸症候群)スクリーニング検査を、全乗務員に対し3年毎に実施しています。
- 2023年度は上石神井・滝山・立川営業所の乗務員を対象。検査結果”要精密検査”の場合は、PSG検査を実施しました。
- ・心疾患スクリーニング検査を、35歳以上の全従業員に対し、春の健康診断受診時に実施しました。
 - ・眼底検査を、40歳以上の全従業員に対し、春の健康診断受診時に実施しました。

③不祥事案の防止

- ・年2回社長より全従業員とその家族に対して、手紙「不祥事案の防止のお願い」を送付して注意喚起を呼び掛けました。
- ・車内点検の実施について、終点及び入庫時に実施するよう教育・指導を実施し、街頭調査にて浸透・定着の確認を実施しました。
- ・「ながら運転」が及ぼす危険性、私物スマートフォンや業務用携帯電話等の取り扱いに関する教育を実施しました。
- ・飲酒及び酒気帯び運転と薬物使用の防止について、出勤前には貸与した携帯用アルコール検知器を使用し、出勤前数値ゼロの確認を行うよう指導・教育を行いました。また、覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を継続して行いました。



貸与した携帯用アルコール検知器



安全統括管理者による街頭立会

6、輸送の安全に関する計画

【2024年度に講じようとする措置】

①基本動作の徹底「お客さまを守り、そして自分と家族を守るために」

【右左折時の一時停止の実施】

- ・交差点において、右左折時の横断歩道手前・交差点中央付近で一時停止を実施し、停止した状態で確実に安全確認を行い、見落としによる事故を防ぎます。

※ただし、次の場合は、「1m以内で停止できる速度」徐行(10km/h以下)で交差点を通過(1)歩車分離(2)矢印信号

【歩行者・自転車との事故防止】

- ・安全な距離・間隔の保持について、歩行者及び自転車の側方通過時は安全な間隔＜歩行者:1.5m以上自転車:2m以上＞を保持します。自転車に追従する場合は10m以上の距離を保持します。
- ・交差点内・バス停付近では自転車は追い越しません。
- ・直進路における横断歩道手前では道路交通法第38条に基づき、直前で停止できる速度(10km/h以下)まで減速もしくは一時停止により、歩行者・自転車との事故を防止します。

【車内事故防止】

1.発進時の車内転倒事故防止

- ・発進時に「発車します、おつかまりください」と案内をしたうえで、「お客さまの着席」「つり革、手すりにつかまる」を確認・見届けてからゆっくり発進の実施(お客さまがバスの発進に備えられているか車内の着席確認)
- ・案内、着席確認、発進を区切って実施します。

6、輸送の安全に関する計画

【2024年度に講じようとする措置】

2.停車時の車内転倒事故防止

- ・停留所着車前に、離席抑止案内「停まるまでそのままお待ちください」を行い、ゆっくり停車します。
- 急ブレーキによる車内転倒事故を防止するため、速度を抑えアクセルオフから構えブレーキで交差点に接近し、信号機が黄色時には必ず止まる「イエローストップ」を徹底します。

3.ドア操作不適切による事故防止

- ・ドア開閉はバスが完全に停車してからドアを開ける。ドアが完全に閉まったことを確認してから発車します。
- ・ドアスイッチ操作中は、ドアから目を離しません。
- ※閉まりかけたドアをすぐ開けられるよう、完全に閉まるまでドアスイッチに手を添えておく。

②健康起因の事故防止

- ・心疾患・高血圧・糖尿病・SASの対象者について、日々の始業点呼時に健康確認シートを確実に運用し、健康起因による事故・不祥事案の防止を図ります。
- ・2024年度(2024年4月1日～2025年3月31日)に、50歳、53歳、56歳、59歳、62歳、65歳、68歳になる乗合・高速乗務員に対し脳MRI健診を実施します。
- ・対象営業所(新座・所沢・川越営業所)の乗務員に対し、SAS(睡眠時無呼吸症候群)スクリーニング検査及び精密検査を実施し、検査結果が「要精密検査」の場合はPSG検査を実施します。
- ・春の健康診断時に35歳以上の全従業員に対し、心疾患スクリーニング検査を実施します。
- ・春の健康診断時に40歳以上の全従業員に対し、眼底検査を実施します。

6、輸送の安全に関する計画

【2024年度に講じようとする措置】

③不祥事案の防止

・車内点検の徹底

終点及び入庫時には、乗客や遺失物等の有無について、車両最後部まで必ずその場で点検を実施します。

・私物スマートフォン等の持ち込みゼロと業務用携帯電話の適切な使用

「ながら運転」が及ぼす危険性をはじめ、私物スマートフォンや業務用携帯電話等の取り扱いに関する教育・指導を継続して実施します。
出先休憩施設への巡回確認、ドライブレコーダー映像データの閲覧等を計画的に実施します。

・飲酒及び酒気帯び運転と薬物使用の防止

出勤前に必ず事前に貸与した携帯用アルコール検知器を使用し、数値ゼロの確認を実施することで酒気帯び出勤を未然に防ぎます。
酒気帯び出勤撲滅に向けて、現業管理者による個人面談を通じ、飲酒傾向リストの更新を行う。生活習慣の改善ならびに
飲酒習慣の自発的な見直しを促し、酒気帯び出勤撲滅に向けて、更なる意識改善に努めます。
覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する啓発活動を継続して行います。

7、輸送の安全に関する予算等の実績額(単位:百万円)

◆安全対策・事故防止に関する費用	128	◆アルコール検知器に関する費用	20
◆新車購入費用	2,367	◆車両修繕費用	720
◆外部委託等による研修費用	72	◆健康管理に関する費用	68

8、事故・災害等に関する報告連絡体制



9、安全統括管理者に係わる情報、安全管理規程

◆安全統括管理者

常務取締役 事業本部長 秋池 良昭(2023年4月1日選任)

◆安全管理規程

当社の安全管理規程は、ホームページ掲載の通りです。

(<https://www.seibubus.co.jp/docs/company/csr/seibu05.pdf>)

10、輸送の安全に関する教育及び研修の計画

- ①社長及び安全統括管理者は各種運動時等に営業所へ赴き、点呼立会や事務所会議・班別業務研修会等への参加を通じ、所員の安全意識の向上を図ると共に現業従業員からの要望や提案を業務の改善や輸送の安全の取り組みに反映します。
- ②安全運転訓練車を活用し、乗務員の癖、安全確認の深度、運転技術を数値化し「運転を可視化」することで、乗務員は普段の運転を振り返り、管理者が具体的な運転行動を的確に教育することで、基本動作の定着を目的とした「伝わる運転訓練」を実現します。
- ③指導乗務員に対する教育として、一般乗務員に対する事故防止や接遇向上に向けた業務指導について、必要な知識の取得等を目的とした研修を実施します。



交通安全運動初日の社長点呼立会



安全統括管理者の営業所会議参加

10、輸送の安全に関する教育及び研修の計画

- ④所轄警察署による講習会を春・秋の全国交通安全運動にあわせて実施するほか、テロやバスジャックを想定した訓練に積極的に参加します。
- ⑤重大事故等を惹起した乗務員に対する外部教育を実施し、事故分析、運転技術の見直しなどを行い、再発防止に向けた教育を実施します。
- ⑥事故惹起乗務員に対する社内教育を毎月開催し、ドライブレコーダーを用いた事故分析、安全運転訓練車を活用した再発防止教育を実施します。
- ⑦高齢乗務員に対する教育として、65歳到達後1年以内に適齢診断を受診させカウンセリングを行い、加齢に伴う身体機能の変化に応じた運転操作などについて教育を実施します。
- ⑧新入乗務員に対する教育として、告示で定められた教育を実施します。また業務上必要な関係法令、社内規則の教育、運転の基本訓練を実施します。研修所で所定の教育期間を経た後、営業所での運転基準図や初任診断の結果に基づく教育を実施します。
- ⑨勤続5年未満の乗務員に対し、安全意識と運転操作の向上を図るため安全教育を実施します。また、安全専任講師による教育を実施します。
＜対象者＞勤続3ヶ月、12ヶ月、36ヶ月、60ヶ月



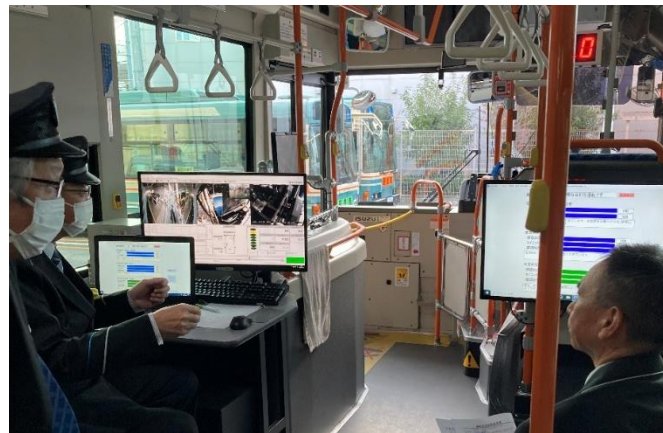
所轄警察署による講習会



安全専任講師による教育

10、輸送の安全に関する教育及び研修の計画

- ⑩新任高速応援運転士に対する教育として、高速道路での事故防止と雪道走行について座学及び運転訓練を実施します。
- ⑪選任3年未満の高速応援運転士に対する教育として、基本動作の再確認と雪道走行の運転訓練を実施します。
- ⑫嘱託乗務員に対する教育として、安全運転訓練車を使用した技能教育、健康起因や身体的な衰えが原因の事故防止を中心とした座学教育を実施します。
- ⑬適性診断活用講座を受講し、「運転者への適性診断結果の正しい伝え方」、「運転者の安全運転意識を向上させる効果的な助言・指導方法」を身につける研修を実施します。
- ⑭運行管理者・補助者に対する教育として、担当部及び外部講師による実務や関係法令、安全の確保に必要な教育を実施します。
- ⑮新たに選任された運行管理者・補助者に対する教育として、外部講習による実務や関係法令、運行管理者としての基礎教育を実施します。
- ⑯整備管理者及び整備士に対する教育として、路上故障事例に基づく再発防止・未然防止の教育、実車を使用した整備実習を実施します。
- ⑰eラーニングによる教育として、道路交通法・事故防止・社内規定に関する習熟度の確認を実施します。



安全運転訓練車での運行データ分析



eラーニングによる教育

11、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

【有効性監査】

実施日:2023年12月4日 営業所:飯能営業所 ヒヤリング対象者:所長・副所長・運行助役

<指摘事項>

- ①左固定物接触事故が事故全体の66%を占めており、事故惹起者の44%が指導乗務員が惹起していることから、効果的な取り組みを検証し、具体的な再発防止を図ること。

<改善措置内容>

- ①左固定物注意喚起チラシ配布。今年度の事故発生箇所での見本走行動画を撮影し、サイネージで展開し注意喚起。
実車訓練の実施(死角からの飛び出し対応訓練、左側目標物とミラーの間隔30cm訓練)

11、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

【有効性監査】

実施日:2023年12月7日 営業所:練馬営業所 ヒヤリング対象者:所長・副所長・運行助役

<指摘事項>

- ①運行事故について、年間抑止目標件数をオーバーしており、運行事故種別については、経路間違いが半数以上を占めているため、効果的な具体的な取り組みを検討し再発防止を図ること。
- ②乗合高速バスにおいて私物スマートフォンの車内の持ち込み、運行中の使用が発生していることから、携帯電話等取扱い規定(第6条)に基づき、継続的に取り組みを実施すること。

<改善措置内容>

- ①月初に営業所の現状をチラシやサイネージで周知。強いメッセージとして「なぜ道を間違えるんですか」と所内掲示。運行事故ヒヤリハットを募集し共有。基本動作3項目を乗務員が携行できるサイズで作成し配布。経路間違いが発生したダイヤについては、運行表の周りにテープを貼り、点呼時に注意喚起を実施。
- ②(高速)日帰り仕業者に対しては、点呼時に収納個所の確認をすると共に日報に確実に記載されているかを確認する。
(乗合)点呼時に携帯の収納箇所の自己申告と、日報に記載されているかを点呼執行者が必ず確認を行う。
また、高速、乗合とも、最低月に1回は、携帯所持していないかの街頭調査を事務員交番に組み込み、計画的に実施し、不祥事撲滅を図る。

11、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

【適合性監査】

実施期間:2023年10月6日～11月23日

練馬・上石神井・滝山・小平・立川（東京地区）5事業所

新座・所沢・大宮・川越・狭山・飯能（埼玉地区）6事業所

上記全事業所の適合性監査を実施し、不適格でない状況を確認しております。

12、行政処分状況

行政処分はありません。